

事故報告事例集

これまで技術管理課へ報告のあった事故報告において、類似の発生状況のものが見受けられました。

監督行為等で臨場した際、同様の状況があれば事故の発生可能性有とし、速やかに安全対策を講じることで、幾つかの事故を未然に防ぐことが可能になると思います。

このため、今回代表的な事例をまとめましたので、本事例集を参考に発注者・受注者双方で建設現場における事故防止・安全対策に努めてください。

目次

- ・ H22～H26（直近5年間）の事故報告状況 1～2
- ・ 事故事例集の活用について 2
- ・ 事故事例集（墜落・転落） 3～6
- ・ 事故事例集（建設機械） 7～10
- ・ 事故事例集（その他） 11～14
- ・ 足場に関する安全衛生規則改正について 15

H22～H26（直近5年間）の事故報告 の状況（発生件数）

◎H22～H26で事故報告があった件数は170件。

年度別の内訳は下表のとおりで、H22～H24の事故報告件数は減少傾向でしたが、H25年度に大きく増加しています。

また、H27年度は6月末時点で既に9件の事故報告があります。

年度別報告件数

H22	H23	H24	H25	H26	計
33	30	23 (1)	38 (3)	48	172 (4)

※下段（ ）書きは死亡事故件数で内数
(H28.2に集計方法を見直し、年度別の件数を変更)

H22～H26（直近5年間）事故報告 の状況（種別等）

事故報告件数において、建設現場における労働災害が104件と最も多く、現場外での交通事故、工事看板や段差による物損事故も報告されています。

事故の種別及び被災の程度

労働災害			公衆災害			貰い事故			他			計
死亡	負傷	物損	死亡	負傷	物損	死亡	負傷	物損	死亡	負傷	物損	
4	100		0	7	13	0	4	8	0	11	25	172

労働災害における事故の形態については次に示します。

H22～H26（直近5年間）の事故報告の状況（形態等）

事故報告事例集の活用について

◎労働災害における事故の形態内訳

労働災害における事故の形態									計
建設機械	転落墜落	資材転倒	土砂崩壊	資材取扱	輸送交事	通勤交事	第三者	その他	
22 (2)	20 (2)	7	2	28	2	1	1	21	104 (4)

※下段（ ）書きは死亡事故件数で内数

- 死亡事故…建設機械2件、墜落・転落事故2件
- 負傷事故…建設機械20件、墜落・転落事故18件、資材取扱28件、その他の事故34件

労働災害に関する報告件数の約40%を建設機械関係と墜落・転落事故が占めており、死亡事故などの重篤な事故原因にもなっています。

この他にも、資材の取扱いや草刈時の事故についても多数報告されています。

これまで事故報告のあった中から代表的な事例をいくつかピックアップし、関連すると思われる安全衛生規則等を抜粋し掲載しましたので、現場に臨場した際に、同様の原因による事故発生未然防止や、今後の事故防止対策に活用してください。

他にも厚生労働省のHPや各地方整備局のHPに事例集がありますので、参考としてください。

<参考>

- 厚生労働省HP 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_FND.aspx
- 厚生労働省HP ヒヤリハット事例集
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>
- 関東地方整備局 工事の安全対策
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000013.html>

事故報告事例 その1 (墜落・転落)

事故発生状況図



・はしごを下降する前にはしごが固定されていないのを本人が確認したが誤って足を踏み外した。

注意すべき点等

- ・はしごの転位防止を施すこと。
(構造物への固定・他の作業員による支え等)
- ・不安定な位置にはしごを設置しないこと。
- ・昇降の際の安全対策として安全ブロックの使用

参考：労働安全衛生規則
第2編第9章第1節 墜落等による危険の防止

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第一節 墜落等による危険の防止

(昇降するための設備の設置等)

第五百二十六条 事業者は、高さ又は深さが一・五メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項本文の規定により安全に昇降するための設備等が設けられたときは、当該設備等を使用しなければならない。

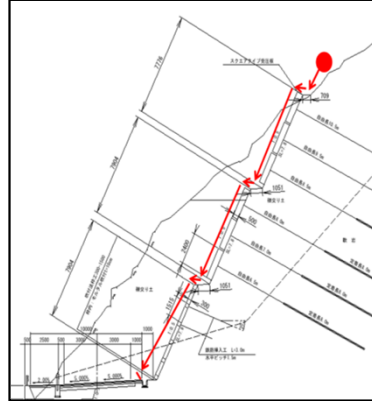
(移動はしご)

第五百二十七条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は、三十センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずる

事故報告事例 その2 (墜落・転落)

事故発生状況図



・アンカー材を施工地点に配置しようとしていたところ、突然、足を滑らせたものであると推定される。

注意すべき点等

- ・法面作業時は昇降設備をもうけるとともに、必要に応じて親綱を設け、安全带を使用する事。
- ・高所作業では移動・昇降時の危険が大きいため、安全带の使用要領等について十分な教育・訓練を実施すること。
- ・高所での作業時は周辺及び下方の確認も必要。

参考：安全衛生規則
第2編第9章第1節 墜落等による危険の防止

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第一節 墜落等による危険の防止

(作業床の設置等)

第五百十八条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

第五百二十条 労働者は、第五百十八条第二項及び前条第二項の場合において、安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

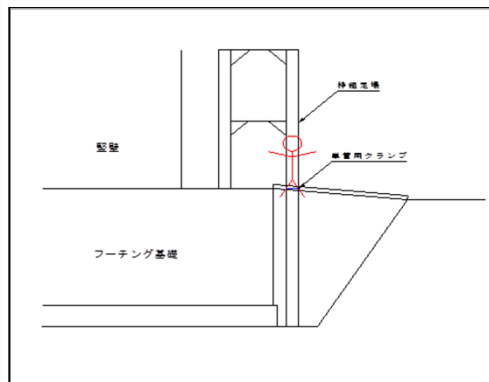
(安全带等の取付設備等)

第五百二十一条 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で行なう作業において、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

2 事業者は、労働者に安全带等を使用させるときは、安全带等及びその取付設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

事故報告事例 その3 (墜落・転落)

事故発生状況図



・ 通路（渡し板）に乗った際、体のバランスを崩し、足場金具（クランプ）に引っ掛かり足を切った。

注意すべき点等

- ・ 通路設置に関しては安全性の確保を行うこと。
- ・ 規定された足場・通路の設置を行うこと。
- ・ 足場組み立て後に安全性の確認を行うこと。

参考：安全衛生規則 第2編第10章第1節 通路等

※第二節 足場についてはH27.7.1から安全衛生規則が改正されているので注意のこと。(P.15参照)

第十章 通路、足場等 第一節 通路等

(通路)

第五百四十条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

2 前項の通路で主要なものには、これを保持するため、通路であることを示す表示をしなければならない。

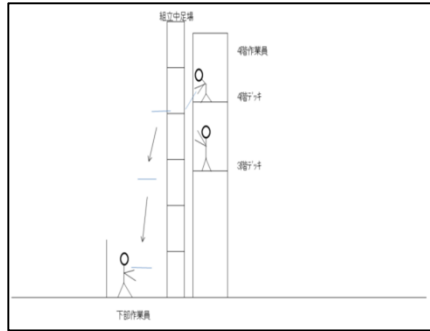
(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 こう配は、三十度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが二メートル未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りでない。
- 三 こう配が十五度をこえるものには、踏さんその他の滑止めを設けること。
- 四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限って臨時にこれを取りはずすことができる。
- イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり
- ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）
- 五 たて坑内の架設通路でその長さが十五メートル以上であるものは、十メートル以内ごとに踊場を設けること。
- 六 建設工事に使用する高さ八メートル以上の登りさん橋には、七メートル以内ごとに踊場を設けること。

事故報告事例 その4 (墜落・転落)

事故発生状況図



・作業終了間際の片付け中に4階スラブから3階スラブにデッキ材を降ろそうとして取り損ない、下方へ落下しした資材が、下部で作業を行っていた作業員に接触し負傷した。

注意すべき点等

- ・作業主任者を選任しなければならない時は、その指揮の下、作業を行うこと。
- ・高所での作業時は周辺及び下方の確認も必要。
- ・各作業段階における有効な墜落防止対策の実施。
- ・上下作業の禁止。

参考：安全衛生規則

- 第2編第9章第1節 墜落等による危険の防止
- 第2編第9章第2節 飛来崩壊災害による危険の防止

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第一節 墜落等による危険の防止

(建築物等の組立て、解体又は変更の作業)

第五百二十九条 事業者は、建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任しなければならない作業を除く。）を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。
- 二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第二節 飛来崩壊災害による危険の防止

(高所からの物体投下による危険の防止)

第五百三十六条 事業者は、三メートル以上の高所から物体を投下するときは、適当な投下設備を設け、監視人を置く等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

2 労働者は、前項の規定による措置が講じられていないときは、三メートル以上の高所から物体を投下してはならない。

(物体の落下による危険の防止)

第五百三十七条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

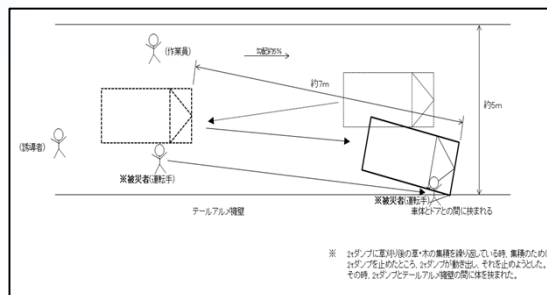
(物体の飛来による危険の防止)

第五百三十八条 事業者は、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

事故報告事例 その5 (建設機械)

第一章の二 荷役運搬機械等 第一節 車両系荷役運搬機械等

事故発生状況図



・作業員3名で2tダンプに草刈り後の草木の集積作業を繰り返していた。運転手が2tダンプを降りると車が動き出し、車内に戻ろうとしたところで2tダンプが壁に衝突し、ドアとの間に挟まれた。

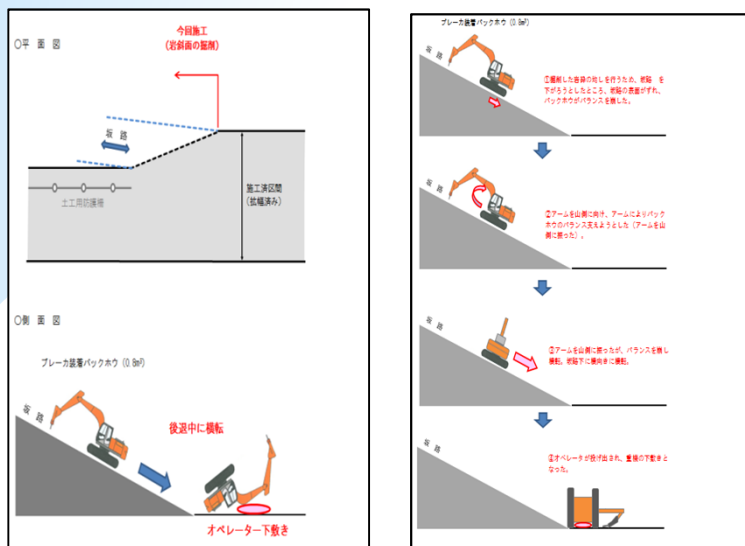
注意すべき点等

- ・確実にサイドブレーキをかけ止まったことを確認後降車すること。
- ・逸走防止のため、輪止めを使用すること。
(目視で勾配がわかりにくい場合は前後にかける。)
- ・ギヤーを傾斜と反対方向に入れておく。

(運転位置から離れる場合の措置)
第百五十一条の十一 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。
一 フォーク、ショベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。
2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

事故報告事例 その6 (建設機械)

事故発生状況図



・オペレーターが法面掘削作業中に、掘削した岩砕を均すために、一旦後方にバックした際にバックホウのキャタピラが滑ってバランスを崩した。体勢を立て直そうと旋回したが、旋回しながら転倒し、キャビンと地面に挟まれた。

注意すべき点等

- ・現場作業条件の確認及び安全対策の徹底が必要。
- ・誘導者を配置し、その誘導の下、作業を行うこと。
- ・シートベルトの着用。

第二章 建設機械等 第一節 車両系建設機械

(調査及び記録)

第一百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(転落等の防止等)

第一百五十七条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

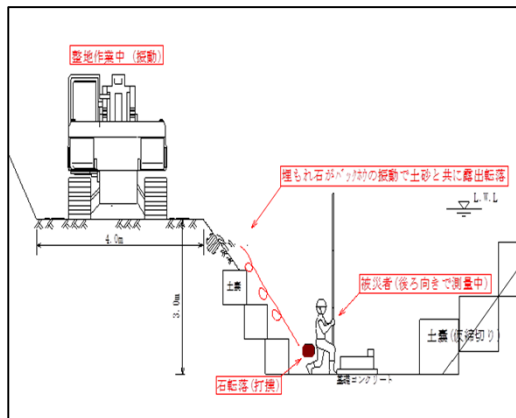
2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

3 前項の車両系建設機械の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

第一百五十七条の二 事業者は、路肩、傾斜地等であつて、車両系建設機械の転倒又は転落により運転者に危険が生ずるおそれのある場所においては、転倒時保護構造を有し、かつ、シートベルトを備えたもの以外の車両系建設機械を使用しないように努めるとともに、運転者にシートベルトを使用させるように努めなければならない。

事故報告事例 その7 (建設機械)

事故発生状況図



・バックホウにより被災箇所上部で作業を行っていた際、振動で埋れ石(目視できないもの)が周辺の土砂と一緒に崩落し、測量作業中の作業員にあたり負傷した。

注意すべき点等

- ・重機の足場となる地盤の確認は十分行うこと。
- ・土砂の勾配は適切だったか？
- ・崩落防止のためのシートの設置等。
- ・浮石等の除去及び土止め支保工の設置検討等。

参考：安全衛生規則 第2編第2章第1節 車両系建設機械
第2編第6章第1節 明り掘削の作業
第2編第9章第2節 飛来崩壊災害による被害の防止

第二章 建設機械等 第一節 車両系建設機械

(調査及び記録)

第百五十四条 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、当該車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所について地形、地質の状態等を調査し、その結果を記録しておくなければならない。

第六章 掘削作業等における危険の防止 第一節 明り掘削の作業

(点検)

第三百五十八条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止

第二節 飛来崩壊災害による危険の防止

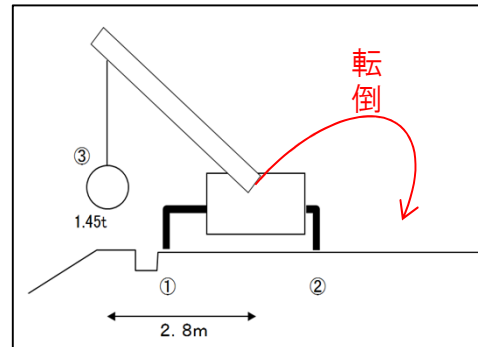
(地山の崩壊等による危険の防止)

第五百三十四条 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

事故報告事例 その8 (建設機械)

事故発生状況図



・クレーン付トラックからバックホーを目的位置へ降ろす際にアウトリガーの設置部が沈んだ為、旋回を一旦停止し、元の位置へ戻そうとしたところバランスを崩し反対側へ転倒した。
荷台上に居た作業員が危険を感じ飛び降りて、左前腕を骨折した。

注意すべき点等

- ・アウトリガー設置個所の支持力を確認すること。
- ・必要に応じ、敷鉄板等の設置を行うこと。
- ・アウトリガーの張り出しが不十分ではないか？
(原則最大張り出しとすること。)
- ・クレーンの作業計画は適正だったか？

参考：クレーン等安全規則

クレーン等安全規則 (昭和四十七年九月三十日労働省令第三十四号)

(使用の禁止)

第七十条の三 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

(アウトリガーの位置)

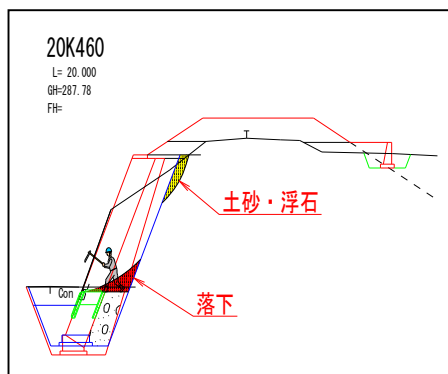
第七十条の四 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

(アウトリガー等の張り出し)

第七十条の五 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であって、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

事故報告事例 その9 (その他)

事故発生状況図



・掘削法面上部から土砂と石が落下して右足を負傷した。
事故当時は、朝から雨が降っていたが、午後から雨が止んだ
為、ブロック積を開始した。
掘削法面には養生の為、ブルーシートを掛けていたが、
シート背面の状況を確認していなかった為、浮石の存在を見
落としていた。

注意すべき点等

- ・作業着手まえに作業箇所における安全確認の徹底。
- ・降雨後や、地震後などは特に注意して周囲の点検が必要。
- ・あらかじめ浮石の除去・ネット設置等の落下物防止対策の実施。

参考：安全衛生規則 第2編第6章第1節 明り掘削の作業
第2編第9章第2節 飛来崩壊災害による被害の防止

第六章 掘削作業等における危険の防止 第一節 明り掘削の作業

(点検)

第三百五十八条 事業者は、明り掘削の作業を行なうときは、地山の崩壊又は土石の落下による労働者の危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業を開始する前、大雨の後及び中震以上の地震の後、浮石及びき裂の有無及び状態並びに含水、湧水及び凍結の状態の変化を点検させること。
- 二 点検者を指名して、発破を行なった後、当該発破を行なった箇所及びその周辺の浮石及びき裂の有無及び状態を点検させること。

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第二節 飛来崩壊災害による危険の防止

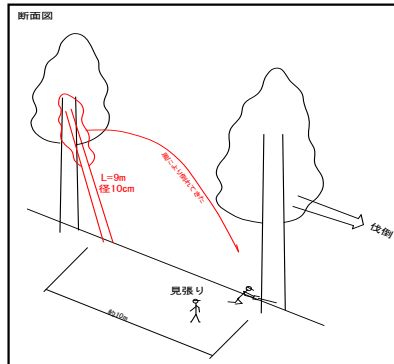
(地山の崩壊等による危険の防止)

第五百三十四条 事業者は、地山の崩壊又は土石の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等設けること。
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること。

事故報告事例 その10 (その他)

事故発生状況図



・被災者は10m側方に反対方向へ別の木にもたれかかっている木がある事を確認していたが、風により(午後から少し風が吹いていた)木が回転し向きを変えて倒れ、木の先端部が当たり被災した。

注意すべき点等

- ・木を倒す前は必ず周囲を確認すること。
- ・作業手順を定め、作業員へ徹底させること。
- ・作業中は、相方がどこにいるか把握すること。
- ・かかり木を作らないように伐倒すること。
- ・かかり木の状態は放置せず、早急に安全な方法で処理すること。

参考：安全衛生規則 第2編第8章第1節 伐木、造材等

第八章 伐木作業等における危険の防止

第一節 伐木、造材等

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。第四百七十九条において同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
 - 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
 - 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が四十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口をつくること。
- 2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(立入禁止)

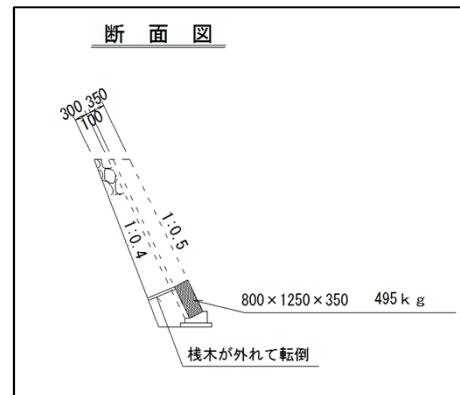
第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、造材、木寄せ又は修羅による集材若しくは運材の作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この節において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

(悪天候時の作業禁止)

第四百八十三条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、造林等の作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

事故報告事例 その11 (その他)

事故発生状況図



・ 控えの棧木が外れた為ブロックが転倒し被災した。

注意すべき点等

- ・ ブロックの重心等を考慮した適切な施工方法の実施。
- ・ 棧木の本数・太さ等は適切か？
- ・ ワイヤロープ、チェーンブロック等による倒壊防止対策の実施。
- ・ 支柱や控えなどの倒壊防止措置が完了するまで他の作業員を立ち入らせないこと。

参考：第2編第9章第2節 飛来崩壊災害による被害の防止

第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止 第二節 飛来崩壊災害による危険の防止

(物体の落下による危険の防止)

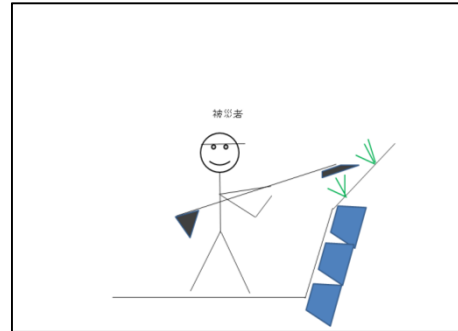
第五百三十七条 事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(物体の飛来による危険の防止)

第五百三十八条 事業者は、作業のため物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

事故報告事例 その12 (その他)

事故発生状況図



・ 休憩時間が近づいたので、草刈り機を止め安全メガネを外した際に刈り残しに気付いたため、無意識に安全メガネをかけず草刈り機で刈り取った。その際に目に何かが入った。
後日眼科で診察した結果、目に金属片が刺さっていることが判明した。

注意すべき点等

- ・ 作業時は保護具(ヘルメット及び安全メガネ等)の着用。
- ・ 肩掛けバンドの着用、安全な姿勢による作業の実施。
- ・ 操作者の付近を通行する際は機械を止めること。
(やむを得ず付近を通行する際は、防護板の使用等の対策を行う)
- ・ 刈払い機の飛散防護装置は取り外さないこと。
- ・ 安全作業指針による教育・訓練の実施。

参考：林業における刈払機使用に係る安全作業指針
(林業・木材製造業労働災害防止協会)

林業における刈払機使用に係る安全作業指針

1 作業計画の作成等 あらかじめ、作業手順、労働者の配置、合図の方法等の作業計画を定め、事前に打合せを行う等により関係労働者に周知するとともに、当該作業の実施に当たっては、その作業を指揮する者を選ぶなどして、安全の確保に努めること。

3 作業の進め方

- (1) 斜面で刈払作業を行う場合は、労働者の作業位置が上下にならないこと。
- (2) 刈払機の操作者から5メートル以内を危険区域とし、この区域に他の者が立ち入らないこと。
- (3) かん木等を刈払う場合は、樹高の1.5倍の範囲に他の者が立ち入らないこと。
- (4) かん木等を刈払う場合は、切断部の直径8センチメートル程度以下のものとする。
- (5) 岩石等の障害物が予想される箇所では、高刈りとし、状況に応じて二段刈りとする。
- (6) 急斜地では、斜面の下方へ向って刈り進まないこと。
- (7) 刈払作業中、打合せ等のため他の者が近づくときは、合図をし、作業者がエンジンを止め、刈刃が止まったことを確認のうえ、近寄ること。
- (8) 落下するおそれのある浮石の除去等作業前の環境の整備に努めること。

足場に関する労働安全衛生規則の改正について

平成27年7月1日から以下のとおり足場に関する規則が改正されていますので、足場を設置する必要がある現場においては注意が必要です。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要
(足場からの墜落防止対策の強化関係その1)



別紙

3. 改正の概要

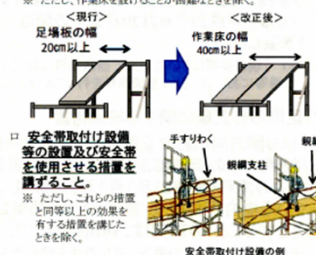
(1) 足場の組立て等の作業に係る業務の特別教育の追加

<現行> 足場の組立て等の作業に従事する労働者に対する特別教育の義務はない。	<改正後> 足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上的の補助業務を除く。)を特別教育の対象とする。
--	--

(2) 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実

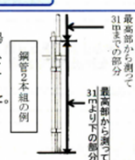
<p><現行> 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件</p> <p>① 幅は40cm以上、床材間の隙間は3cm以下</p>  <p>② 足場からの手すり等の墜落防止設備について、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合や作業の必要上臨時にこれらの設備を取り外す場合において、一定の要件を満たしたときは、これらの設備を設けないことや取り外すことができる。</p>	<p><改正後> 足場における高さ2m以上の作業場所に設けられる作業床の要件</p> <p>① 現行①に加え、床材と建地との隙間は12cm未満とすることを追加する。 ※ 一定の場合には、床材と建地との隙間が12cm以上の箇所に防網を張る等の墜落防止措置で代替可能。</p> <p>② 現行空の一定の要件として、当該箇所への関係労働者以外の者の立入りを禁止することを追加する。</p> <p>③ 作業の必要上臨時に墜落防止設備を取り外したときは、当該作業が終了した後、直ちに取り外した設備を元の状態に戻さなければならないことを追加する。</p> <p>④ ②及び③については、架設通路及び作業橋台についても同様の措置を追加する。</p> 
--	---

(3) 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実

<p><現行> つり足場、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業について、事業者は、墜落防止措置等(※)を講じなければならない。 ※ 事業者が講じなければならない墜落防止措置等 イ 組立て等の時期等を作業に従事する労働者に周知させること ロ 組立て等の作業を行う区域内の関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること ハ 悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を禁止すること ニ 足場材の緊結等の作業にあっては、幅20cm以上の足場板を設け、労働者に安全帯を使用させる等労働者の墜落による危険を防止するための措置を講ずること ホ 材料等を上げ、又はおろすときは、つり網等を労働者に使用させること</p>	<p><改正後> ① 対象を高さ2m以上の構造の足場まで拡大する。 ② 足場材の緊結等の作業を行うときは、次の措置を講ずることとする。 イ 幅40cm以上の作業床を設けること。 ※ ただし、作業床を設けることが困難なときを除く。 ロ 安全帯取付け設備等の設置及び安全帯を使用させる措置を講ずること。 ※ ただし、これらの措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときを除く。</p> 
---	--

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要
(足場からの墜落防止対策の強化関係その3)

(4) 鋼管足場に係る規定の見直し

<p><現行> 規格に適合する鋼管足場のうち単管足場について、建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は鋼管を2本組とすること。</p> 	<p><改正後> 建地の下端に作用する設計荷重(足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載重量を加えた荷重をいう。)が最大使用荷重(当該建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重をいう。)を超えないときは、鋼管を2本組とすることを要しないものとする。</p>
--	--

(5) 注文者の点検義務の充実

<p><現行> 特定事業の仕事を行く注文者が請負人の労働者に足場又は作業橋台を使用させる場合であつて、強風等の悪天候、中震以上の地震の後に、足場又は作業橋台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。</p>	<p><改正後> 足場又は作業橋台の組立て、一部解体又は変更の遂行においても、足場又は作業橋台における作業を開始する前に、当該足場の状態等について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。</p>
---	--

施行日と経過措置について

1 施行日
平成27年7月1日

2 経過措置

(1) 特別教育に関する経過措置
改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に「足場の組立て等の作業に係る業務(地上又は堅固な床上的の補助業務を除く。)」に従事している※1者については、平成29年6月30日までの間は、当該業務に関する特別の教育を行うことを要しない。
※1 「現に従事している」とは、当該業務に就いていることをい、施行日時点で、建設工事の現場等において、現に当該業務を行っていることまでを求める趣旨ではない

(2) 足場の作業床に関する経過措置
はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床であつて、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、改正省令の施行(平成27年7月1日)の際現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合※2に限り、第563条第1項第2号ハ「床材と建地との隙間は、12cm未満とすること」の規定は、適用しない※3。
※2 床材及び腕木の両方に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合。
※3 足場の一部の作業床が本経過措置に該当する場合は、当該作業床に限り第563条第1項第2号ハを適用しない。